

環境部長	技監兼 廃棄物課長	主幹	課員	担当
件名	熱海市伊豆山分譲地の不適正保管に係る事業者への指導について			

1 概要

平成 21 年 2 月 5 日に熱海市まちづくり課、熱海市環境センター、東部農林事務所林地保全係、東部健康福祉センター廃棄物課が合同で現場確認を行った『熱海市伊豆山分譲地内の不適正保管の事案』について、平成 21 年 2 月 13 日に解体工事の施工者である『[REDACTED]』の責任者を熱海市役所に呼び、再度、工事等について状況を確認するとともに本事案に関し、関係部署が所管する法令の説明等を行った。

2 日時及び出席者等

(1) 日 時 平成 21 年 2 月 13 日（金）午後 2 時 30 分～午後 3 時 15 分

(2) 場 所 热海市役所 3 F 会議室（热海市中央町 1-1）

(3) 施 工 者 [REDACTED] (所在地：[REDACTED])

TEL : [REDACTED]

[REDACTED] 氏（会社責任者）、[REDACTED] 氏（事務関係責任者）

(4) 出 席 者 東部健康福祉センター 廃棄物課 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

東部農林事務所治山課 [REDACTED] [REDACTED]

熱海土木事務所都市計画課 [REDACTED]

熱海市役所まちづくり課 [REDACTED] [REDACTED]

3 解体工事等の状況確認（[REDACTED] 氏からの状況聴取）

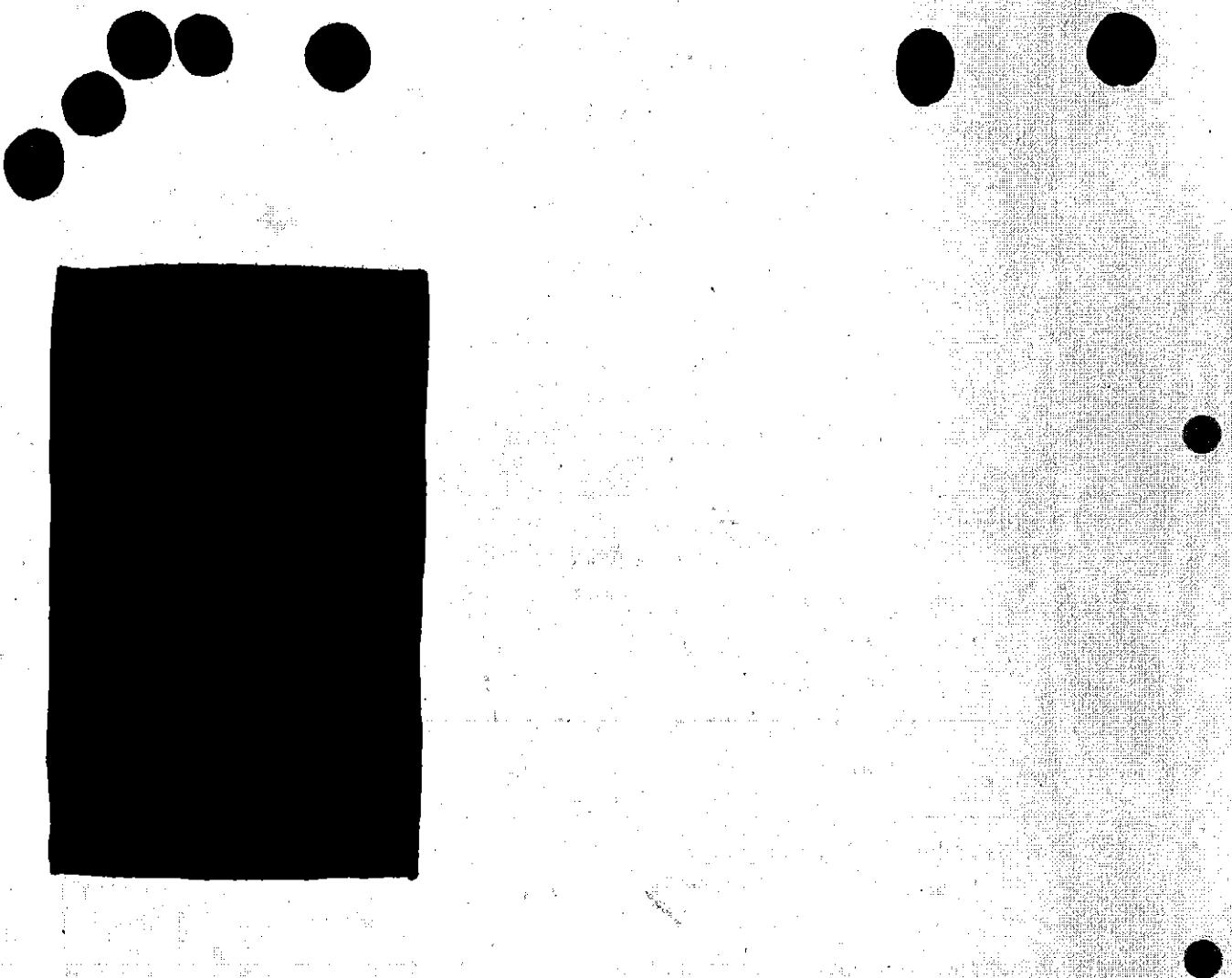
熱海市日金町 [REDACTED] の解体现場は、建物を解体して更地にして売却することになっている。所有者は [REDACTED] で、[REDACTED] にある不動産関係の会社である。

解体工事については、建設リサイクル法に基づき、熱海土木事務所に関係書類の届出をしてある。当社は [REDACTED] に本社があり、[REDACTED] を行っており、廃棄物の処理等については

[REDACTED] からも言われており、どのような措置が必要かはよく分かっている。熱海市日金町の解体现場は日数が限定されている関係で時間がないため、一旦、[REDACTED] 热海市伊豆山分譲地へ運搬している。

解体工事で出た廃棄物については『資材』と『産廃』を分けて保管し、「鉄くず」については [REDACTED] に出している。[REDACTED] である。

コンクリートがらは再生骨材にしたいと考えており、自社で破碎を行うか、今後は他社へ委託するかどうか方法を検討している。



現場の作業員は、以前は30~40人程いたが、皆辞めてしまい、今は3~4人しかいない。しかも現場を任せられるような人がいないため、作業効率が悪く、苦慮している。

熱海市日金町の解体作業が進めば、その人工を熱海市伊豆山分譲地へ分配して廃棄物の分別作業をさせるつもりである。我々としても現在の保管状況のままでいいとは思ってはいないが、今は人手がいないため、一時保管している状況にある。以前、別の場所で同様に廃棄物を保管していたら、別の人気が来て捨てられたことがある。

不法投棄の恐れがあるとのことだが、あそこに埋めたりすれば後で分譲地として売り物にならなくなるため、自分たちはそのようなことはしない。

同じ分譲地内の別の場所にある「木くず」については、当該解体現場から出たもので、他県等から持ってきたものではない。その奥にある「伐採木」については、現場に任せてあったため、よく分からぬ。

4 東部健康福祉センター（廃棄物課）からの指導

■■■■■から聴取した状況を踏まえ、別添の『建設廃棄物処理指針』（平成13年6月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）を示して解体現場から出た廃棄物の処理方法を説明するとともに、■■■■■に対し、以下の3点について指導した。

- ①廃棄物処理計画書（様式適宜）を東部健康福祉センター廃棄物課及び熱海市役所まちづくり課へ提出すること。
- ②自社運搬であっても廃棄物の運搬車両に「産業廃棄物収集運搬車」の表示をすること。
- ③熱海市伊豆山分譲地内の保管場所に保管場所の囲いと表示を設置すること。

5 ■■■■■の回答

了解した。①については、静岡県の様式はあるのか。なければ、■■■■■でも同様の書類を提出しているので、そちらの様式を流用して静岡県に提出するがそれでよいか。廃棄物の処理量は解体工事が終了しないと確定しないため、目安で出すが了解願いたい。

解体工事自体は、今のところ2月末を目途に整理したいと考えているが、進捗状況によっては2~3週間程度は延びるかもしれない。

書類の作成は事務担当の■■■■■が作成して東部健康福祉センター廃棄物課と熱海市役所まちづくり課に提出する。現場の作業員だとお互いに混乱するので、今後何かあった場合は、私（■■■■■）か■■■■■に連絡していただきたい。

◆◆◆◆◆の連絡先 TEL: ■■■■■ (■■■■■)

6 今後の対応について

廃棄物処理計画書の提出を待ち、再度、現場の状況を確認し必要な指導を行う。

建設廃棄物処理指針

平成13年6月

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

(4) 处理計画の作成

作業所（現場）において策定すべき処理計画は、廃棄物処理計画書として文書化することが望ましい。廃棄物処理計画書に記載する項目を次に例示する。

1) 廃棄物処理計画書

イ. 工事概要

- ①工事名称、工事場所、工期
 - ②発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物処理責任者名
 - ③工事数量
 - ④解体工事、基礎工事等の請負業者名
- ロ. 建設廃棄物の種類・発生量とその分別、保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等
- ハ. 再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等

二. 他の排出事業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、再生利用個別指定の申請等の法的手続きの方法

ホ. 委託処理

- ①収集運搬業者（積替・保管を含む。）の許可番号、事業の範囲、許可期限等
- ②中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等
- ③処分施設の現地確認方法

ヘ. 添付書類

- ①産業廃棄物処理委託契約書
- ②処理業者の許可証（写し）

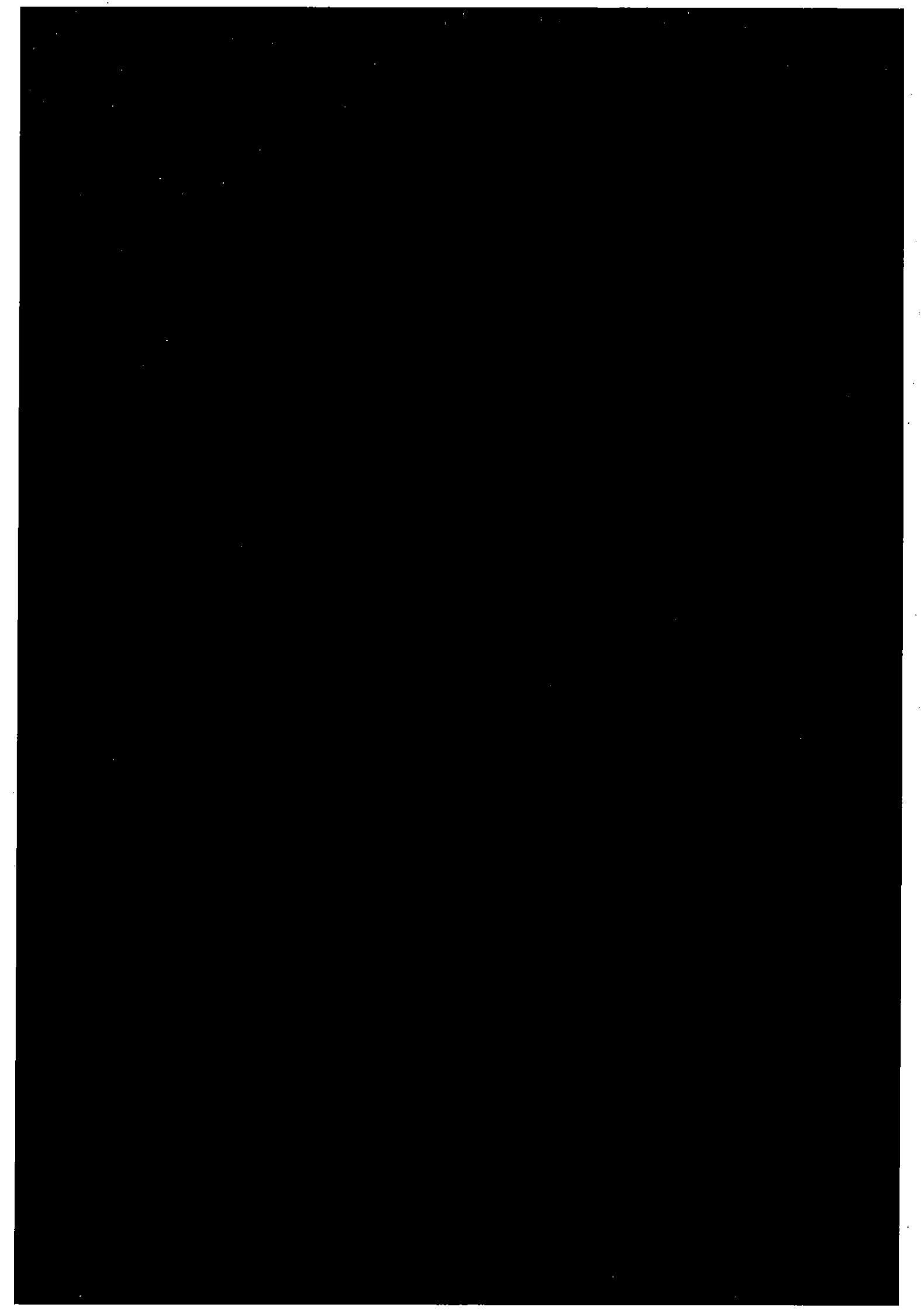
なお、再生資源の利用の促進に関する法律においては、一定規模以上の工事について再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成するとともに、実施状況を把握して、工事完成後1年間保存することが義務付けられているので留意すること。

(5) 作業所（現場）の運営

作業所（現場）において処理計画に沿った処理を実行するためには、関係者の理解と協力が必要である。また、下請業者とは、十分に打合せを行う必要があり、新規の入場者教育や日々の打合せの際に、作業所（現場）の廃棄物処理方針を周知させるとともに、職長会などを活用した管理体制を整えることが重要である。

あるいは他の排出事業者の廃棄物と混合しないように区分して保管させる等、特に、指示すべき事項が有る場合には、その旨を委託契約書に記載する必要がある。

- (6) 積替・保管を行う收集運搬業者は、積替・保管施設ごとに帳簿を備え、排出事業者名、作業所（現場）名、産業廃棄物の種類、搬入年月日、搬入量、回収した有価物の種類及び回収量、搬出年月日、搬出量、搬出車両、搬出先等を記録し5年間保存しなければならない。
- (7) 排出事業者が作業所（現場）から建設廃棄物を運搬し、作業所（現場）以外の場所で保管する行為は、運搬に伴う保管であり、積替えのための保管基準が適用される。



平成21年2月13日

FAX送信票

送信先：保健センター 廃棄物処理課 [] 様

件名：解体工事の件について

追記：別紙のとおりお送りしますのでよろしくお願ひします。 (全4枚)

以上のとおり送信いたします。

〒413-8550 热海市中央町1番1号

热海市建設部 まちづくり課

担当者 []

【電話】(0557) 86-6389

【FAX】(0557) 86-6416



キャラクター あたみちゃん